

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成29年5月13日 14時46分ごろ
発生場所	長崎県長崎市端島の棧橋 肥前端島灯台から真方位129°100m付近 (概位 北緯32°37.6′ 東経129°44.3′)
事故の概要	旅客船JUPITERは、着棧中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	平成29年6月7日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 JUPITER、99トン
船舶番号、船舶所有者等	142945、株式会社ユニバーサルワーカーズ
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷船首部ブルワークに亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか5人が乗り組み、端島見学の旅客129人及びガイド5人を乗せ、‘同島の南東側に設置された棧橋’（以下「本件棧橋」という。）に左舷着けで着棧中、南方からの波を右舷船尾方から受け、左舷船首部が本件棧橋に衝突した。</p> <p>本船は、衝突した反動及び本件棧橋に当たった波により、本件棧橋から離れる力が生じ、係船索及び同索を縛っていた左舷船首部のクロスビットに張力がかかり、クロスビットが設置されたFRP製のブルワークに亀裂を生じた。</p> <p>本船は、船長が損傷箇所を確認して航行に支障がないと判断し、端島見学を終えた旅客等に乗せ、長崎市長崎港の棧橋に向かった。</p>
分析	<p>本船は、本件棧橋に着棧中、南方からの波を右舷船尾方から受けたことから、左舷船首部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、本件棧橋に衝突した反動及び本件棧橋に当たった波により、本件棧橋から離れる力が生じ、係船索及び同索を縛っていた左舷船首部のクロスビットに張力がかかり、クロスビットが設置されたブルワークに亀裂を生じたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、本件棧橋に着棧中、南方からの波を右舷船尾方から受けたため、左舷船首部が本件棧橋に衝突したものと考えられる。